

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

定 款

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、道内中小企業者の経営革新及び創業並びに経営資源の確保・強化に関する事業活動を総合的に支援することにより、中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）経営の革新及び創業の促進のための事業者等支援
- （2）経営の革新、創業その他に係る経営相談、診断、助言等
- （3）情報化の支援
- （4）マーケティング活動への支援
- （5）産業情報の収集及び提供
- （6）設備等の資金貸付並びに設備の貸与及び譲渡
- （7）下請取引のあっせん並びに取引に係る苦情又は紛争の処理
- （8）商業活性化に係る支援
- （9）産業技術に係る研究開発等の促進支援
- （10）自己資本充実への支援
- （11）中小支援機関等と連携して行う支援
- （12）その他公益目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、その他の収益事業を行う。

3 前項に掲げる事業の適正な執行を図るため、必要に応じて理事長が業務方法書を定めるものとする。

第 3 章 財産及び会計

（財産の構成）

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （１）財産目録に記載された財産
- （２）補助金及び寄付金品
- （３）財産から生ずる収入
- （４）事業に伴う収入
- （５）その他の収入

（財産の種別）

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をいう。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項の公益目的事業に使用する。

（財産の管理）

第7条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

（基本財産の維持及び処分）

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 業務遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告しなければならない。

（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

- 第10条 理事長は、毎事業年度開始日の前日までにこの法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会の承認を受けなければならない。これを、変更しようとするときも同様とする。
- 2 理事長は、毎事業年度開始日の前日までに第1項の書類を北海道知事に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

- 第11条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第2号から第4号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会へ承認を得るものとする。
 - （１）事業報告書
 - （２）計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。）及びその付属明細書
 - （３）財産目録
 - （４）キャッシュフロー計算書

- 2 理事長は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に第1項の書類に、次の書類を添えて、北海道知事に提出しなければならない。
- (1) 監査報告書及び会計監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事の報酬等の支給基準を記録した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (5) 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の3分の2以上の議決を経て、直近の評議員会へ報告しなければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第14条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の構成)

第15条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

（評議員の任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員は、第15条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評 議 員 会

（評議員会の構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任

（2）理事及び監事の報酬等の額

- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (7) その他法令で定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び、臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第24条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の決議)

第25条 評議員会の決議は、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 第1項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったもの

とみなす。

（評議員会への報告の省略）

第 27 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会への報告があったものとみなす。

（評議員会の議事録）

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

（評議員会運営規程）

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第 6 章 役員及び会計監査人

（種類及び定数）

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

（１）理事 8 名以上 12 名以内

（２）監事 2 名以内

2 この法人に、会計監査人を 1 名置く。

3 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事、3 名以内を執行理事とすることができる。

4 前項の理事長及び専務理事をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、執行理事をもって同法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

（役員及び会計監査人の選任等）

第 31 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事、執行理事は、理事会において選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選任された執行理事より常務理事を選定することができる。ただし、常務理事は 2 名以内とする。

4 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事及び会計監査人に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第 32 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事長の命を受けて担当業務を執行する。

5 理事長及び専務理事、執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（２）この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

（３）監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

（４）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第 34 条 会計監査人は、次の掲げる職務を行う。

（１）この法人の計算書類及びその附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。

（２）理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。

（３）その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員及び会計監査人の任期）

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、役員の定数で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、当該定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 36 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 会計監査人が、次の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することが

できる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

- 3 監事は、会計監査人が前項の各号に該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 37 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会の決議により定める総額の範囲内において、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会の決議により定める。

- 3 役員及び会計監査人が、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人とその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

- 3 前 2 項の取扱いについては、理事会運営規程により定めるものとする。

第 7 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 40 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長及び専務理事、執行理事の選定及び解職

(5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 役員等の法人に対する損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 理事が不正の行為やそのおそれを報告するとき、理事長に理事会の招集を請求する。また、監事から招集の請求があったとき、もしくは監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 前項の規定に基づき専務理事が理事会を招集するときは、「理事長」とあるのは「専務理事」と読替えるものとする。

4 理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第46条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報

告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

（理事会の議事録）

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

（理事会運営規程）

第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 8 章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第 49 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条第 1 項に規定する公益目的事業、第 4 条第 2 項に規定するその他の事業並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 52 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的、第 4 条第 1 項に規定する公益目的事業、第 4 条第 2 項に規定するその他の事業並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

3 「公益認定法」第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、北海道知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を北海道知事に届け出なければならない。

（合併等）

第 50 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を北海道知事に届け出なければならない。

（解 散）

第 51 条 この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功不能など「一般社団・財団法人法」第 202 条に規定する事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 52 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、「公益認定法」第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは、同法 5 条 17 号に掲げる法人又国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 53 条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは、公益認定法 5 条 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

（設置等）

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 55 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）定款

（2）理事、監事及び評議員の名簿

（3）認定、認可、認可等及び登記に関する書類

（4）定款に定める機関の議事に関する書類

（5）財産目録

（6）役員等の報酬規程

（7）事業計画書及び収支予算書

（8）事業報告書及び計算書類等

（9）監査報告書

（10）その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第 10 章 会 員

（会 員）

第 56 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 57 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

3 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を定時評議員会の終結の日後 5 年を経過する日まで継続して公告する。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は青木次郎、執行理事は原田富雄、藤井由〆、加藤 玲、会計監査人は高野一夫とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

赤岡 洋	坂口 収	笹山喜市	菅原光宏
高木 潔	田端正博	塚見孝成	土谷将人
中兼寿彦	藤井修二	横浜慶彦	

附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。